

宿泊事業者向け「宿泊税への対応に向けたシステム改修支援事業」の二次募集(1/13~3/31)を開始します。

宿泊事業者が行う長野県宿泊税(令和8年6月1日施行)への対応に向けたシステム改修を支援する「宿泊税への対応に向けたシステム改修支援事業」の二次募集を開始します。

1 宿泊税への対応に向けたシステム改修支援事業の概要

(1) 補助対象事業者

長野県内に所在する宿泊施設(簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設を含む)の事業者

※松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村に所在する宿泊施設の宿泊事業者は対象となりません。(各市町村の補助制度をご活用ください。)

(2) 対象事業

宿泊税への対応に向けたシステム改修事業

(3) 補助率・補助上限額

補助率: 10/10 補助上限額: なし

(4) 補助対象経費

宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費

対象経費の例	・課税免除となる宿泊を判別する機能の追加 ・宿泊税の免税点を宿泊者ごとに判定し、宿泊税額を算定する機能の追加 ・宿泊税の申告に必要な帳票等を作成し、出力する機能の追加 ・帳簿、書類の備付け・保存に必要な機能の追加 ・領収書等に宿泊税の名称とその額を印字する機能の追加 など
--------	--

(5) 募集期間

令和8年1月13日(火)~3月31日(火)まで

※予算額の上限に達し次第、受付終了となります。

2 申込方法

詳細な内容及び申込方法は下記の長野県ホームページURLをご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/dx_top.html

3 その他

特別徴収義務者の登録に係る申請を本事業における実績報告書の提出期限(令和8年6月1日)までに行う必要があります。特別徴収義務者の登録に係る申請がされていないことが判明した場合、補助金を受け取れませんので、ご注意ください。

4 申請に関する問い合わせ先

長野県宿泊事業者のDX支援補助金事務局

TEL: 026-233-3140 電子メール: nagano_dxshien@nta.co.jp



長野県直営 共創型ふるさと納税受付サイト

ガチ(本気)でより良い長野県を皆さんと共に創るサイト



(問い合わせ先)

観光スポーツ部 山岳高原観光課 観光地域づくり係

担当: 百瀬、小林

電話: 026-235-7254(直通)

026-232-0111(代表)内線 3525

FAX: 026-235-7257

E-mail: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp